平成２８年（フ）第３６９１号
大阪府八尾市緑ケ丘３丁目１番地の２　府営住宅12―502号
債務者　仲尾　美香
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８４５号
大阪府東大阪市横沼町１丁目８番５号
債務者　芳賀　慶子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８５８号
大阪府寝屋川市中木田町26番１号（201号）
債務者　藤原　　彰
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８８１号
大阪府東大阪市豊浦町１番23号
債務者　小谷由香里
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８８６号
大阪市都島区都島北通１丁目16番32号
債務者　小野寺美幸
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３５号
山形県寒河江市中央１丁目15番７号　コーポエポック101
債務者　鈴木　里美
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで　山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３７号
山形市鳥居ケ丘１番21号　Ｍａｐｌｅ　Ｌｅａｆ　101号
債務者　沼澤　伸幸
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで　山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３９号
山形市白山３丁目８番10号　岡崎アパート３号
債務者　山崎　勝也
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで　山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３１８号
名古屋市港区小賀須３丁目1626番地　グレイス小賀須504号
債務者　中村　治子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３３４号
名古屋市天白区植田南３丁目501番地　パークハイツ107
債務者　安本真佐文
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８７２号
さいたま市南区曲本１丁目７番６号202
債務者　西山ゆき恵
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１００３号
さいたま市南区内谷５丁目17番16号　コーポ恵201、旧住所埼玉県川口市芝２丁目26番３号　スガパレス２―203号
債務者　山野邊直彦
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０５号
埼玉県川口市並木１丁目26番38―603号　市営青木南住宅
債務者　伊藤ゆかり
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８８５号
さいたま市中央区下落合３丁目８番２号　与野高層住宅２―11
債務者　長濱　英二
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９２４号
埼玉県上尾市大字今泉575番地　リバーサイドハイツＢ―102
債務者　丸山三紀子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９５４号
さいたま市大宮区寿能町２丁目130番地　寿能団地４―502
債務者　一刀　哲男
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９５５号
さいたま市大宮区寿能町２丁目130番地　寿能団地４―502
債務者　一刀　早苗（旧姓茂木）
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係